

埼玉県立近代美術館利用審査会設置要綱

昭和57年11月8日

教 育 長 決 裁

（目的）

第1条 埼玉県立近代美術館（以下「美術館」という。）の一般展示室が、美術館の目的や運営方針にふさわしい利用に供されるよう、利用申込みについて審査するため、埼玉県立近代美術館利用審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 審査会は、9人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、埼玉県立近代美術館長が委嘱する。

（1） 美術に関する学識を有する者

（2） 関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中において委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 審査会は、第1条の目的を達するため、必要に応じて会議を開き、美術館の一般展示室の利用希望について、その利用の適否を審査するものとする。

2 審査会は、緊急のときは、会議によらない方法で、前項の審査ができるものとする。

（座長等）

第5条 審査会に座長1人、座長代理1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、審査会を代表し、会議の進行をつかさどる。

3 座長代理は、座長に事故があるときは、座長の職務を代理する。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、美術館が処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月28日から施行する。